



令和5年10月1日から令和6年9月30日
の間に終了する事業年度に該当する申請者用

事業所税減免申請書
(一宮市の経過措置による減免に関する申請書)

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市長

住所又は 所在地	本店	〒 (電話)
	支店	〒 (電話)

(フリガナ)	法人番号			
氏名又は名称				

事業所税の減免を受けたいので、一宮市事業所税条例付則第2条第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

事業年度又は 課税期間 ①	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで																		
資本金の額又は出資の総額 ②	円 従業員数 (注) ③ 人																		
事業種目 ④																			
中小企業者等に該当する事由 (該当する号を○で囲んでください) ※各号の業種については裏面をご覧ください ⑤	<table border="1"> <tr> <td>1号</td><td>2号</td><td>3号</td><td>4号</td><td>5-1号</td><td>5-2号</td> </tr> <tr> <td>5-3号</td><td>6号</td><td>7号</td><td>8-1号</td><td>8-2号</td><td>8-3号</td> </tr> <tr> <td>8-4号</td><td>8-5号</td><td>8-6号</td><td>8-7号</td><td>8-8号</td><td></td> </tr> </table>	1号	2号	3号	4号	5-1号	5-2号	5-3号	6号	7号	8-1号	8-2号	8-3号	8-4号	8-5号	8-6号	8-7号	8-8号	
1号	2号	3号	4号	5-1号	5-2号														
5-3号	6号	7号	8-1号	8-2号	8-3号														
8-4号	8-5号	8-6号	8-7号	8-8号															
事業所税額	資産割額 ⑥ 円 従業者割額 ⑦ 円																		
	合計 ⑧ 円																		

減免申請の対象	事業所等の所在地 ⑨	事業所床面積 ⑩
		m ²
	合計	

減免を受けようとする事由 ⑪	一宮市の経過措置による減免	減免割合 ⑫	資産割額の1/8
----------------	---------------	--------	----------

- ・ (注) については裏面をご覧ください。
- ・ この申請書は、事業所税の申告書と併せて(減免施設等がある場合は、他の事業所税減免申請書も併せて)、申告納付期限までに提出してください。
- ・ 会社概要や法人登記簿謄本の写しなど、法人の事業種目が分かるような書類等を添えて提出してください。

号	業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員数（注）
1	製造業・建設業・運輸業その他の業種（2，3，4及び5の各号の業種を除く）	3億円以下	300人以下
2	卸売業（5の各号の業種を除く）	1億円以下	100人以下
3	サービス業（5の各号の業種を除く）	5千万円以下	100人以下
4	小売業（5の各号の業種を除く）	5千万円以下	50人以下
5-1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
5-2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
5-3	旅館業	5千万円以下	200人以下
6	企業組合		
7	協業組合		
8-1	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会		
8-2	水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会		
8-3	商工組合、商工組合連合会		
8-4	商店街振興組合、商店街振興組合連合会		
8-5	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業は1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業は100人）以下の従業員を使用する者であるもの		
8-6	酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業は1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業は100人）以下の従業員を使用する者であるもの		
8-7	内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの		
8-8	技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、表中1～7までの各号に規定する中小企業者であるもの		

（注）この表及び表面の③における従業員とは、常時使用する従業員のことで、具体的には事業主又は法人と雇用関係にあるものであって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されているものをいいます。

したがって、業務に従事している者であっても事業主や法人の役員（委任契約に基づく関係にある。）は含まれず、また、臨時の従業員も含まれません。

臨時の従業員であるかないかの判別基準は、労働基準法第21条において「解雇の予告を必要としない者」として規定される次の4つのケースに該当する者以外の従業員を「常時使用する従業員」と考えます。

- ・日々雇いられる者（ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ・2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ・季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ・試の使用期間中の者（ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）

常時使用する従業員の数は、企業全体として計算するもので、2以上の営業所あるいは工場を有する事業者、2以上の業種に属する事業を兼営する事業者等については、いずれもその総体で計算し、事業所別又は業種別に計算するものではありません。